

国際原子力エネルギー・パートナーシップ(GNEP)  
閣僚級会合の結果について

平成19年9月25日  
内閣府原子力政策担当室

平成19年9月16日(日)、オーストリア・ウィーンにおいてGNEP閣僚級会合が開催された。今回の会合は、本年5月にワシントンで開催された最初のGNEP閣僚級会合に引き続いて開催されたものである。GNEP閣僚級会合の結果概要は以下のとおり。

1. 我が国出席者

天野在ウィーン国際機関日本政府代表部大使、近藤原子力委員会委員長の他、内閣府、外務省、文部科学省及び経済産業省の担当官が出席した。

2. 日程等

日程:平成19年9月16日(日)、場所:オーストリアセンター(オーストリア・ウィーン)

3. 参加国及び参加機関

今回の会合では、本年5月ワシントンで開催されたGNEP閣僚級会合に参加した日、米、仏、中、露の5つのパートナー国に加え、オーストラリア、ブルガリア、ガーナ、ハンガリー、ヨルダン、カザフスタン、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロベニア、ウクライナの11ヶ国が新たなパートナー国として参加し、またパートナー候補国若しくはオブザーバー国として前回に引き続き参加した英国を含め22ヶ国が参加した。また、国際原子力機関(IAEA)、第4世代原子力システムの研究開発に関する国際フォーラム(GIF)、欧州原子力共同体(EURATOM)がオブザーバーとして参加した。

4. 「GNEP原則に関する声明」への署名

米国からの開催趣旨説明、エルバラダイIAEA事務局長からのコメントに続いてパートナー国が冒頭スピーチを行った後、パートナー国により、「GNEP原則に関する声明」への署名を行うとともに、合同記者会見を行った。我が国よりは、天野大使が添付に示すスピーチと署名を行った。

「GNEP原則に関する声明」の概要は以下のとおり。

○GNEPは、安全とセキュリティを確保しつつ、原子力エネルギーの平和利用を世界的に拡大することが必要との共通認識を持つ国々による協力であること。

○参加国は、IAEA保障措置及び国際的な義務を遵守し、最も高いレベルの原子力安全と核セキュリティを維持すること。

○核不拡散と安全性を確保した原子力エネルギー利用を 21 世紀の世界的発展に大きく貢献させるためには、多様な取組と技術的選択肢があることを認識し、GNEPの下における協力は以下の目的等を追求する。

- ①原子力発電所の安全性と適切な廃棄物管理を確保しつつ、原子力発電を拡大
- ②IAEA との協力で、より強化された保障措置技術(核物質と関連施設のモニター)を開発
- ③途上国等、燃料供給を必要とする国々に、安定してサービスできる国際的なシステムを構築(機微技術獲得の代替手段の提供)
- ④ウランに加えて超ウラン元素も燃焼できる先進の高速炉を開発・利用
- ⑤核拡散抵抗性が高く、廃棄物低減に有効な先進的リサイクル技術を開発して核燃料サイクルを実現
- ⑥途上国の発電網に適した、先進的で核拡散抵抗性の高い原子炉を開発

## 5. GNEPの今後の運営について

「GNEP原則に関する声明」に署名後、参加国間で、「GNEPパートナー国による国際的な核燃料サービスの支援のあり方」や「原子力発電導入国のインフラ整備支援のあり方」について意見交換を行った。「GNEPパートナー国による国際的な核燃料サービスの支援のあり方」に関する意見交換では、近藤委員長がファシリテーターを務めた。

また、パートナー国間で、今後のGNEPの枠組みや運営等について検討を行った。

この結果、今後のGNEPの運営体制として、閣僚級会合の下に運営委員会を設けること、その下に、インフラ整備に関するワーキンググループ、信頼性の高い燃料サービスに関するワーキンググループ、その他運営委員会により選定されるワーキンググループを組織して進めること等を定める運営文書が了承された。